

飼養衛生管理基準

鶏その他家きん編



- 発生予防
- 早期発見
- 迅速・的確な初動

平成29年2月

はじめに

家畜の所有者の皆様へ

畜産経営の安定と国産畜産物の安定供給を図るためには、家畜の伝染性疾患の発生を予防するとともに、万一発生した場合には、そのまん延を防止することが極めて重要です。

このため、国や都道府県は、「家畜伝染病予防法」に基づいて、各種伝染性疾患の撲滅・清浄化、水際での輸入検疫の強化などに努めてきました。

また、家畜の所有者の皆様には、近年の口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いた農場段階での家畜防疫体制の強化をお願いしてきたところです。

これらの伝染性疾患は、世界各地で発生しており、わが国の周辺諸国においても依然として感染拡大が続いております。さらに、訪日外国人旅行者の急増に伴って、国内に病原体が持ち込まれる可能性は高まっている現状を踏まえれば、引き続き、すべての家畜の所有者が緊張感を持ってやるべきことは必ずやるという高い意識で取り組むことが重要です。

その中でも、家畜の所有者の皆様が最低限守っていただくべき衛生管理の方法を取りまとめたものが「飼養衛生管理基準」となります。この基準は、平成23年の改正から5年が経過し、その間に発生した家畜の伝染性疾患の状況や飼養変化等を踏まえ、より効果的なものとするため、今般、一部見直しを行いました。新たに盛り込まれたのは、「家畜の死体や排せつ物の適切な取扱い」（全畜種共通）及び「生肉が含まれる可能性がある飼料原料の加熱処理規定」（豚・いのしし）についてです。飼養衛生管理の徹底は、悪性の家畜伝染病の発生・まん延防止に有効ですが、その他にも一般の疾病や慢性疾患の予防、育成率や増体の向上などでも効果が得られます。

家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止は、個々の農場における取り組みが基本ですが、規模の大きさにかかわらず皆様が一体となって取り組むことによってさらなる効果が発揮されます。引き続き、家畜保健衛生所と連帯を密にし、飼養衛生管理の遵守の徹底をお願いします。

家畜防疫に関する最新の情報を確認しましょう

1

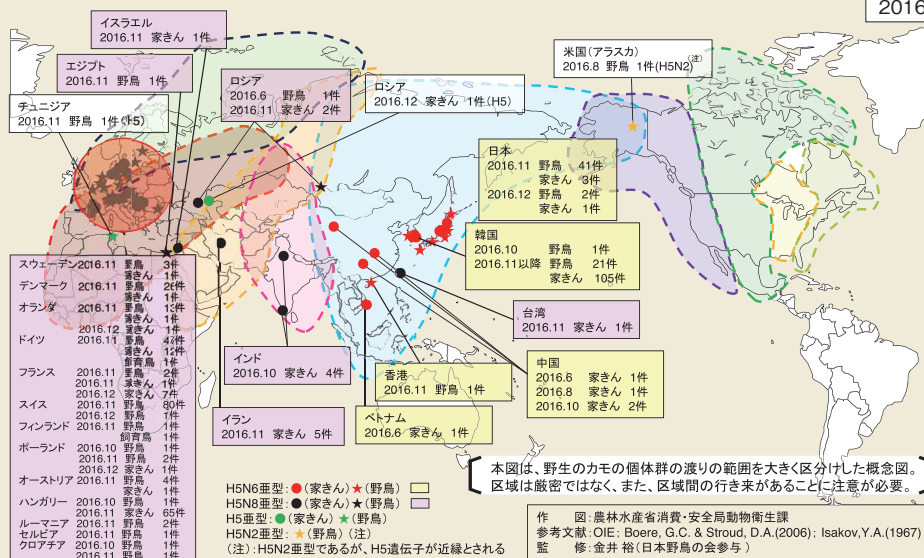
自らが飼養する家きんが感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関して、家畜保健衛生所から提供される情報を必ず確認し、家畜保健衛生所の指導等に従いましょう。

家畜保健衛生所や地域の自衛防疫協議会などが開催する家畜衛生に関する講習会への参加や農林水産省のホームページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。

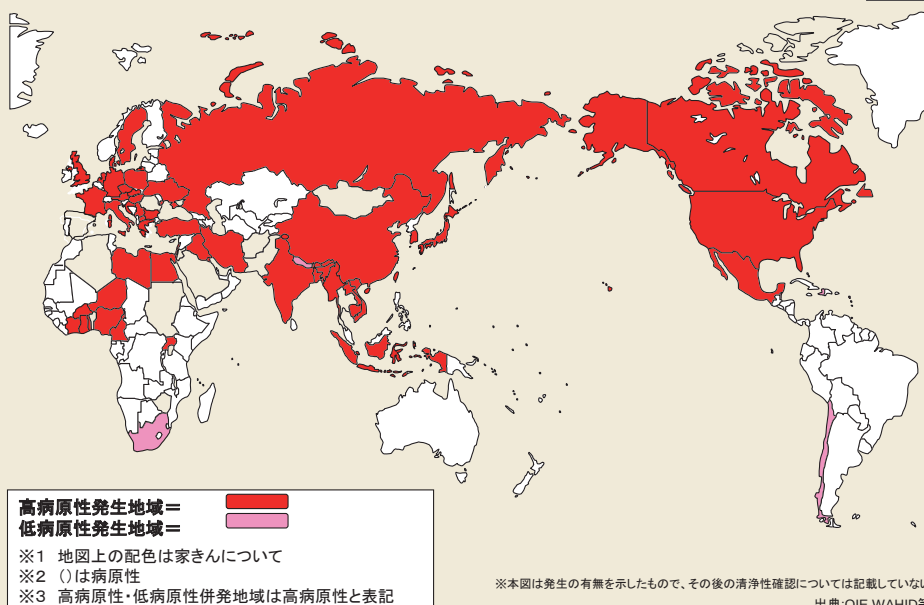
最近の高病原性鳥インフルエンザ(H5N8、H5N6)発生状況と野鳥(カモ類)の渡りのルート

2016年12月8日現在



家きんの高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2015年以降)

2017年2月7日現在



衛生管理区域を作りましょう

2

自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

衛生管理区域に関する

Q&A

Q

衛生管理区域とはどのような区域ですか？

A

衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域をいいます。一般的には家きん舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫等を含む区域が衛生管理区域になります。

なお、個々の農場によって家きん舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q

衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか？

A

通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して区分することもできます。

区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立入りを制限するようにしてください。

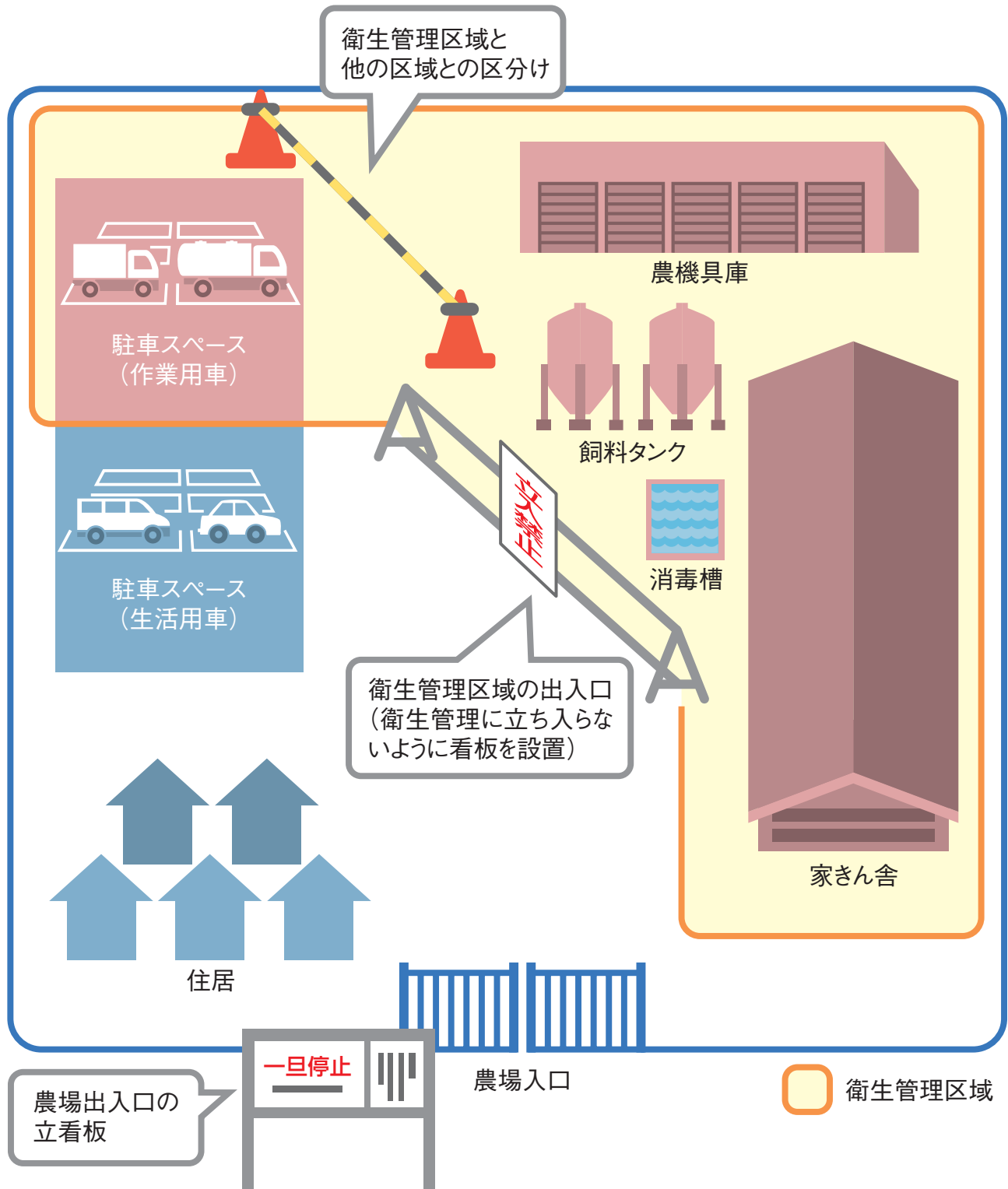
Q

家きん舎のみを衛生管理区域とすることはできますか？

A

飼養管理を行う場合、作業者は家きん舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、家きん舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

衛生管理区域設定のイメージ



コーンを用いた衛生管理区域と他の区域との区分例



コーンを用いた区分



コーンを用いた区分



他の区域との区分

衛生管理区域への病原体の持ち込みを防止しましょう

3

衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

外部から立ち入る者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。

4

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備（消毒機器を含む。）を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。

5

また、衛生管理区域及び家きん舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒（手指については、洗浄又は消毒）を行わせましょう。

6

衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置するとともに、家きん舎ごとの専用の靴を設置し、出入りする者にはこれを確実に使用させましょう。

※専用の衣服及び靴：衛生管理区域に立ち入る際に使用している衣服の上から着用するもの並びに衛生管理区域及び家きん舎に立ち入る際に使用している靴の上から着用するブーツカバーを含む。

7

その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去 1 週間以内に海外から入国した者（帰国者を含む。）は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。

※家きん飼養者（従業員を含む）、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等が業務上立ち入る必要がある場合は、更衣・消毒・入浴等事前に十分な防疫措置を講じた上で入場しましょう。

8

他の畜産関係施設で使用した又は使用した可能性のある物品であって、飼養する家きん、その死体又は当該家きんから生産される卵に直接接触する物品は、衛生管理区域内に持ち込む場合に、洗浄又は消毒をしましょう。

なお、家きんの管理に必要な物品を家きん舎に持ち込まないようにしましょう。

9

海外で使用した衣服及び靴（過去 2 か月以内）を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分に洗浄、消毒等を実施しましょう。

衛生管理区域への
病原体の持込み防止に関する

Q&A

Q

衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようなのでしょうか？

A

車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。人が出入りする際には、足元を消毒薬噴霧器、踏込消毒槽、消石灰帯などを用いて消毒します。

Q

人や車両の立入りの際に、家きんの所有者が消毒の実施状況を確認する必要がありますか？

A

自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中農場にすることが無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記帳してもらう等により確認できるようにしてください。

Q

家きんに直接接触する物品とはどのようなものですか？

A

家きんの出荷や集卵等に使用する物品をいいます。飼料は家きんに直接接触しますが、通常は倉庫等に保管してあるものが直接給与されることから、これには該当しません。

Q

農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人 came ときにも消毒しなければいけないのですか？

A

農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思いますので、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。

衛生管理区域への病原体の持込みを防止に関する事例



専用の衣服（白衣）の設置



専用の長靴の設置



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した長靴用消毒容器



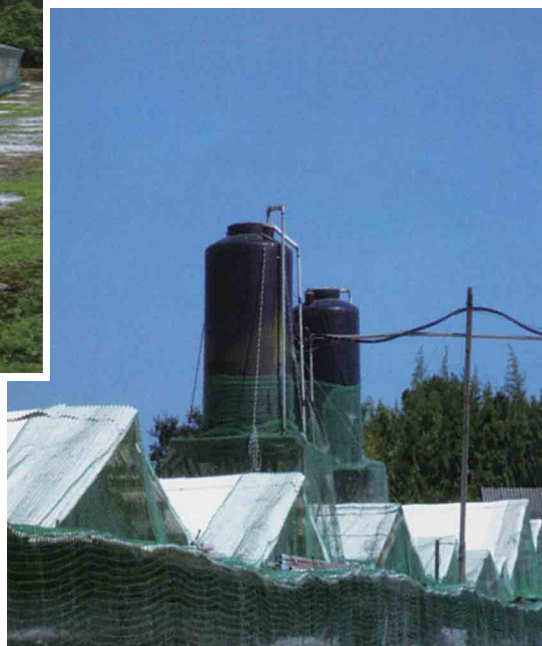
長靴用消毒容器の車載例

野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

- 10** 家きん畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- 11** 飲用に適した水を給与しましょう。
野生動物の排せつ物が混入するおそれのある水を飲用水として用いる場合には、これを消毒しましょう。
- 12** 野鳥等の野生動物の家きん舎への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置するとともに、定期的に当該設備の破損状況を確認し、遅滞なく破損箇所を修繕しましょう。
※網目の大きさが2 cm 以下のもの又はそれと同等の効果を有すると認められるもの。
- 13** 家きん舎の屋根や壁面に破損がある場合には、すぐにその破損箇所を修繕するとともに、ねずみやはえ等の害虫を駆除しましょう。
- 14** 家きんが死亡した際は、処理するまでの間、野生動物に荒らされないように保管しましょう。



網目2 cm以上のネットを二重にしている例



家きん舎全体を覆う防鳥ネット

野生動物による病原体の
侵入防止に関する

Q&A

Q 給餌設備に野鳥等の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならないのですか？

A 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備やウォーターカップなどの給水設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があった場合は清掃するなどしてください。

Q 防鳥ネットの網目は2cm以下でないとダメなのですか？

A 小型の野鳥の侵入を防ぐためには、一般的には網目の大きさを2cm以下にする必要があると考えます。小型の野鳥の侵入を防げるのであれば、他の方法でも構いませんが、これと同等の効果があるかどうかについては、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。

Q ねずみや野鳥の侵入を防ぐためにどのようなことをすればよいですか？

A 家きん舎への侵入の機会をなるべく少なくするとともに、ねずみについては忌避剤や殺鼠剤を用いたり、野鳥については防鳥ネット、野鳥避け装置等を用いて、できる限り侵入を防いでください。

Q ダチョウなど屋外で飼養する家きんについて、防鳥ネットは必要ないのですか？

A 屋外の運動場も含め、飼養する区域全てを防鳥ネットでカバーすることが難しい場合でも、家きん舎や給餌・給水場所には防鳥ネットを設置するなどして、野鳥等との接触の可能性を最小限にしてください。

Q 死亡した家畜（家きん）が野生動物に荒らされないようにするために、どのようなことをすればよいのでしょうか。

A 死亡した家畜（家きん）は処理するまでの間、シートをかぶせたり、蓋付きの専用容器に入れるなど、野生動物が接触しないように管理しましょう。